

(旧指定介護予防通所介護に係る運営に関する基準)

第十条 旧指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 旧指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

3 旧指定介護予防通所介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

4 旧指定介護予防通所介護事業者は、前条第四項の旧指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の措置に準じた措置を講じなければならない。

第十一条 附則第七条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項第三号及び第八項並びに附則第九条第五項の規定は、旧指定介護予防通所介護事業者が新法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項第三号中「指定通所介護事業者」とあるのは「第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「及び指定通所介護」とあるのは「及び第一号通所事業」と、同条第八項中「指定通所介護事業者」とあるのは「第一号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第百条第一項から第七項までに規定する」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の」と、附則第九条第五項中「指定通所介護事業者」とあるのは「第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「旧指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項から第三項までに規定する」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の」と読み替えるものとする。

第十二条 附則第七条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十五条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と新法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項第三号中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第百十五条において同じ。）」と、「及び基準該当通

所介護」とあるのは「及び第一号通所事業」と、同条第七項中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第百三十二条第一項から第六項までに規定する」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の」と、旧介護予防サービス等基準条例第百十五条第四項中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第百三十四条第一項から第三項までに規定する」とあるのは「市町村が定める第一号通所事業の」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する特例)

第十三条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第四条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第二百三十三条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)」とする。

第十四条 新介護予防サービス等基準条例第二百三十三条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護事業者及び旧指定介護予防通所介護事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第三項の適用については、同項中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))」とし、同条第四項の適用については、同項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

(高齢対策課)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一

部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「同じ。」が、「を「同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、「に、「いう。」のうち」を「いう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち」に、「第六十三条第一項に規定する通いサービス」を「第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」に、「同項」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」に、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する登録者」を「又は第七十一条第一項に規定する登録者」に、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に、「小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「以下」を「以下この号において」に、「十五人」を「十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」に改め、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十八条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」

を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第百十二条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「であつて」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「に規定する」を「又は第七十一条第六項に規定する」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「九人」を「九人(サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人)」に改め、同条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する」を「又は第七十五条第二項第二号ハに規定する」に改める。

附則第八条を附則第十四条とし、附則第五条から第七条までを六条ずつ繰り下げ、附則第四条第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第四条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条を附則第十条とし、附則第三条を附則第九条とする。

附則第二条中「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)」を「指定共同生活援助の事業等」に改め、同条を附則第八条とし、附則第一条の次に次の六条を加える。

(地域移行支援型ホームの特例)

第二条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第百九十八条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

- 一 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域とする。以下同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、指定共同生活援助の事業等を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域における指定共同生活援助等の必要な量に満たない県又は当該区域において行うものであること。
- 二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。
- 2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)についての第百九十八条第二項から第九項まで(第二百一条の六において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第百九十八条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第三条 指定共同生活援助等に係る共同生活住居（地域移行支援型ホームであるものに限る。）の構造及び設備は、その利用者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第四条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、二年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第六条 地域移行支援型ホームについての第二百一条又は第二百一条の十二において準用する第六十一条の規定の適用については、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四条に定める期間内に附則第五条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第七条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に指定共同生活援助の事業等の提供状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十五号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃

本県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に、「応じ、」を「応じ、助言その他の」に改める。

第六十一条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。」が)を)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が)に、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち」に、「第六十三条第一項に規定する通いサービス」を「第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」に、「同項」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」に、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所)を)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する登録者」を「又は第七十一条第一項に規定する登録者」に、「小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「二十五人」を「二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、十八人)」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「いう」を「いう。以下この号において同じ」に、「十五人」を「十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)」に改め、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十一条の二第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第七十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等サービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 看護師 一人以上
- 三 児童指導員又は保育士 一人以上
- 四 機能訓練担当職員 一人以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一人以上

第七十六条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等サービス事業所にあつては、五人以上とすることができる。

第七十八条中「第三十七条まで、第三十九条から」を削り、「第五十三條」を「及び第五十三條」に改め、「及び第七十条」及び「第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第八十条の二 基準該当放課後等サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

第八十一条中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第七十条」及び「第七十六条」を削る。

第九十条第一項中「から第三項まで」を「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第七十三條第四項」を「第七十三條第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十六号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 1 食品衛生責任者等の表第三項第一号中「の方法」の次に「、適切な手洗いの方法、歯間ブラシの方法」を加える。

別表第一 2 施設における衛生管理の表第二項に次の一号を加える。

- (8) 施設においておう吐した者があるときは、汚染されたおそれのある箇所を直ちに殺菌剤等を用いて適切に消毒すること。

別表第1の2施設に付する衛生管理の取組事項を次のものとする。

7 食品等の取扱い

食品等の取扱いに関する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合 次のとおりとすること。

ア 食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

イ 製品ごとに、原材料、特性、使用方法、対象者等を記載した説明書（以下「製品説明書」という。）を作成すること。

ウ 原材料の仕入れから製品の出荷又は販売までの過程の全ての工程を記載した図（以下「工程一覧図」という。）を、実際の各工程並びに施設及び設備の配置に即して作成すること。

エ 次に掲げる事項を記載した文書を作成すること。

㊦ 原材料の仕入れから製品の出荷又は販売までの過程の各工程ごとに発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）

㊧ 原材料の仕入れから製品の出荷又は販売までの過程の各工程のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）（重要管理点を定めない場合にあつては、その理由）

㊨ 全ての重要管理点ごとに、当該重要管理点につき発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための管理措置の基準

㊩ ㊧の確認の方法

オ 重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき改善措置の方法を記載した文書を作成すること。

カ 製品の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書を作成すること。

キ 次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書を作成すること。

㊪ エ㊧の確認に関する事項

㊫ オの改善措置に関する事項

㊦ カの検証に関する事項

ク エからキまでの規定に基づき作成した文書に従い、食品衛生上の危害の発生を防止するために公衆衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 次のとおりとすること。

ア 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検するとともに、当該点検結果の記録及びその保存に努めること。

イ 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で保管すること。

ウ 添加物を使用するときは、正確に量り、適正に使用するとともに、当該添加物の使用状況の記録及びその保存に努めること。

エ 食品等は、当該食品等の特性に応じ、製造、調理、保管、運搬、販売等の各過程において温度及び時間の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うとともに、次に掲げる工程の管理に十分配慮すること。

㊦ 冷却

㊧ 加熱

㊨ 乾燥

㊩ 添加物の使用

㊪ 真空調理又はガス置換包装

㊫ 放射線照射

オ 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項を実施すること。

㊬ 未加熱又は未加工の原材料は、調理済みの食品と区分して取り扱うこと。

㊭ 冷蔵庫（室）内では、食品等を区分して保管すること。

㊮ 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品等を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。

カ 原材料の保管に当たっては、当該原材料が使用期限に応じて使用されるよう配慮すること。

キ 食品等を入れる器具及び容器包装は、食品等を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。

ク 食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

㊯ 原材料、製品及び容器包装は、ロットごとに管理し、その管理状況を記録し、保存すること。

㊰ 製品ごとに、製品説明書を作成すること。

㊱ 工程一覧図を、実際の各工程並びに施設及び設備の配置に即して作成すること。

㊲ 原材料及び製品への異物の混入の有無を確認すること。

㊳ 原材料として使用する予定のない特定原材料（食品衛生法第19条第1項の規定

に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。）に由来するアレルギー物質が、製造工程において食品等に混入しないよう措置を講ずること。

ケ 製造し、又は加工した食品等のうち、成分規格の定めのある食品等又は使用基準の定めのある添加物を使用した食品については、定期的に検査を行い、その記録を少なくとも1年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年を超えるときは、当該期間）保存すること。

コ ケに掲げるもののほか、製造し、又は加工した食品等の安全性を確保するために必要な検査を定期的に行うよう努め、当該検査結果の記録及びその保存に努めること。

別表第一2施設における衛生管理の表第十一項第二号ア中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同号に次のように加える。

ウ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の事由に関する消費者からの苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものについての情報

別表第一3従事者等の衛生管理の表第四項を次のように改める。

4 従事者は、衛生的な作業着を着用し、必要に応じて帽子、マスク等を着用すること。

別表第一3従事者等の衛生管理の表中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 従事者は、使い捨て手袋を使用するときは、適切な頻度で交換すること。

別表第一3従事者等の衛生管理の表第四項の次に次の一項を加える。

5 従事者は、作業場内で用いる履物で、便所を使用しないこと及び作業場外に出ないこと。

6 従事者は、食品等への異物の混入の原因となり得る装身具その他のものを作業場内に持ち込まないこと。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一2施設における衛生管理の表第二項に一号を加える改正規定、同表第七項（同項第二号コに係る部分に限る。）の改正規定、同表第十一項第二号の改正規定及び別表第一3従事者等の衛生管理の表第七項の次に一項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十七号

栃木県農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

栃木県農漁業災害対策特別措置条例（昭和四十三年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「被害農作物の樹草勢回復、代替作付け等についての」を「生産を維持増進する」に改め、「農業又は漁業の経営の安定に必要な」を削る。

第二条第一号中「天災による」を「天災に起因する」に、「繭」を「繭若しくはきのこと類」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性疾病による家畜の被害」を削り、同条第二号中「果樹栽培」を「果樹の栽培」に、「又は養蚕等」を「養蚕等又はきのこと類の栽培」に改め、同条第四号中「知事が別に」を「規則で」に改め、同条第五号中「農業用」を「農業用施設」に、「知事が別に」を「規則で」に改め、同条第六号を削る。

第三条を次のように改める。

（指定災害の指定）

第三条 知事は、災害のうち、農業又は漁業の生産力の維持及び経営の安定を図るため、農業者又は漁業者に対し特別の措置を講ずる必要がある災害として規則で定める基準に該当するものを、指定災害として指定するものとする。

2 前項の指定は、災害の種類及び地域を定めて行う。

第四条中「知事が別に」を「規則で」に、「第一号」を「第一号」に、「との契約により、当該組合等に対し、」を「に対し契約に基づき」に改める。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「被害農作物等の取りかたづけ作業」を「農作物等の取り片付け作業」に改め、同項に次の一号を加える。

七 農作物育成管理用施設その他の農作物等の生産の用に供する施設の撤去作業についての助成

第五条第二項中「等は、知事が別に」を「は、規則で」に改める。

第六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「融通措置」を「融通」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「等は、知事が別に」を「は、規則で」に改める。

第七条中「施設復旧資金及び家畜再生産資金」を「及び施設復旧資金」に、「つど」を「都度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農政課）

栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十八号

栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例

栃木県流域下水道条例（昭和五十六年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表渡良瀬川上流域下水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（都市整備課）

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十九号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務条件」の下に「及び服務」を加える。

第一条中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十六条第二項の規定に基づき」を削り、「勤務条件」の下に「及び服務」を加える。

第四条第一項中「若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給については、知事の例による。

第四条第三項を削る。

第八条中「期末手当」を削る。

第九条中「以外の」を「もののほか、」に、「定めある」を「定めがある」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその例によるものとされた給与条例第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表の九級の職務にある職員に適用されている勤務時間その他の勤務条件に関する法令、条例、規則その他の規程の規定による任命権者の権限は、当該規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

第十条を次のように改める。

（職務に専念する義務の免除）

第十条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会
の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修を受ける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合

三 前二号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「職員」の下に「(教育長を除く。)」を加える。

(栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。」を削る。

第二条中「次のとおり」を「月額八万八千五百円に勤務一日につき二万円を加算した額」に改め、同条各号を削る。

(栃木県教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

第四条 栃木県教育委員会委員の定数に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六人」を「五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定、第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第四条の規定による改正後の栃木県教育委員会委員の定数に関する条例の規定並びに次項の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例(平成二十四年栃木県条例第六十九号)の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第二条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第四条の規定による改正前の栃木県教育委員会委員の定数に関する条例の規定並びに同項の規定による改正前の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例」に改める。

(教育委員会事務局総務課)

学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五、一六三人」を「五、一五四人」に、「二一、七四六人」を「二一、六六五人」に、「一六、九〇九人」を「一六、八一九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十一号

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県地方警察職員定数条例（昭和二十九年栃木県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、三七六人」を「三、三九五五人」に、「三、八四〇人」を「三、八五九人」に改め、同条第二項中「二一七人」を「二一八人」に、「九五七人」を「九六三人」に、「九九一人」を「九九六人」に、「一、〇六四人」を「一、〇七一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(警察本部警務課)

栃木県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十二号

栃木県暴力団排除条例の一部を改正する条例

栃木県暴力団排除条例（平成二十二年栃木県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第七

号の次に次の二号を加える。

八 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

九 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

附 則

1 この条例は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（警察本部組織犯罪対策第一課）

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十三号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成十二年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項(一)中「四千六百元」を「四千四百元」に、「七千七百元」を「七千四百元」に改め、同項(二)中「千八百円」を「千七百五十円」に、「千九百元」を「千八百五十円」に、「三千五十円」を「三千円」に改め、同項(三)中「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百元」を「四千五百円」に改め、同項(四)中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項(五)中「四千六百元」を「四千五百五十円」に改め、同項(六)中「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百元」に改め、同表一の二の項(一)中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に改め、同項(二)中「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百元」を「四千七百五十円」に改め、同表一の項(一)中「二千八百円」を「二千八百五十円」に改め、同項(二)中「千七百元」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に改め、同項(三)中「千円」を「千五百円」に改め、同表四の項(一)中「三千六百元」を「三千五百円」に改め、同表六の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千円」を「三千円」に改め、同表七の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表八の項(一)中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同項(四)中「二万八千八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同表九の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表十の項(一)中「一万五千元」を「一万四千九百五十円」に改め、同項(三)中「九千四百五十円」を「九千四百円」に改め、同項(四)中「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表十二の項(一)中「七百元」を「七百五十円」に改め、同項(二)中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に改め、同項(三)中「二千二百円」を「二千円」に改め、同項(四)中「四千七百元」を「四千六百五十円」に改め、同項(五)中「四千五百円」を「四千円」に、「四千五十円」を「四千円」に改め、同項(七)中「三千五百五十円」を「三千円」に改め、同項(八)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項(十)中「二千円」を「二千五

十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、「二千六百元」を「二千五百五十円」に、「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同項(十一)中「六百元」を「五百円」に、「九百五十円」を「八百円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同項(十二)中「五千八百円」を「五千六百元」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項(十三)中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同項(十三)の次に次のように加える。

	(十四) 法第八十条の二第二項 第十四号に掲げる講習	講習一時間について 千九百円
--	-------------------------------	-------------------

第八条第二項の表十三の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同条第三項の表一の項(一)中「四千五百五十円」を「四千円」に改め、同項(二)中「三千七百五十円」を「三千六百元」に改め、同項(四)中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項(一)中「七千円」を「六千七百円」に改め、同項(二)中「六千四百円」を「六千五百円」に改め、同項(三)中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同項(四)中「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同表三の項(一)中「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、同項(二)中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項(三)中「二千五百円」を「千九百五十円」に改め、同表四の項(一)中「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、同項(二)中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項(三)中「二千五百円」を「千九百五十円」に改め、同表五の項(一)中「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同項(二)中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同項(三)中「二千二百五十円」を「二千五百円」に改め、同表六の項(一)中「千八百五十円」を「千七百五十円」に改め、同項(二)中「千九百五十円」を「二千五百円」に改め、同項(三)中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項(四)中「三千五百五十円」を「三千七百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考一中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千円」に改め、同表備考二中「三百五十円を、」を「五百五十円を、」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、同条第四項の表一の項(一)中「四千五百五十円」を「四千円」に改め、同項(二)中「三千七百五十円」を「三千六百元」に改め、同項(四)中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項(一)中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同項(二)中「千四百円」を「千二百五十円」に改め、同項(三)中「千五百円」を「千三百円」に改め、同項(四)中「千九百円」を「二千五十円」に改め、同表三の項(一)中「千三百五十円」を「千二百五十円」に改め、同項(二)中「千三百円」を「千二百円」に改め、同項(三)中「千五百円」を「千円」に改め、同表四の項(一)中「千四百五十円」を「千五百五十円」に改め、同項(二)中「千二百円」を「千三百五十円」に改め、同項(三)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表五の項(一)中「千四百五十円」を「千五百五十円」に改め、同項(二)中「千二百円」を「千三百五十円」に改め、同項(三)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表六の項(一)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項(二)中「千五百円」を「千三百円」に改め、同項(三)中「千五百円」を「千二百円」に改め、同表七の項中

「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考一中「三千円」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円を、」を「千円を、」に、「三千五十円」を「三千百五十円」に改め、同表備考二中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項の表十二の項(十三)の次に次のように加える改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(警察本部交通企画課)

栃木県風土記の丘資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十四号

栃木県風土記の丘資料館条例を廃止する条例

栃木県風土記の丘資料館条例(昭和六十一年栃木県条例第四号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例(平成五年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表栃木県風土記の丘資料館の項を削る。

(教育委員会事務局文化財課)

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十五号

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十六号

栃木県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

栃木県安心子ども基金条例（平成二十一年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「母子家庭の母等の安定的な就業」を削る。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども政策課)

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十七号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第十八条の規定は適用せず、改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十八号

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(議決事務同)